

旭市コミュニティバス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、旭市広告掲載基準要綱（平成25年旭市告示第202号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 コミュニティバスに掲載する広告媒体の種類は、取外しが容易なマグネット、ステッカー等に広告を印刷し、バス車体へ貼り付ける方法により行う広告とする。

2 前項の広告を行うコミュニティバス車両は、次の各号に掲げる車両番号のものとする。

- (1) 千葉200か3136
- (2) 千葉200か3199
- (3) 千葉200か2823
- (4) 千葉200か3368

(広告掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は1月を単位とし、広告主は複数月を指定した申込みをすることができる。ただし、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

(広告の掲載箇所、規格、枠数及び広告掲載料)

第4条 広告の掲載箇所、規格、枠数及び広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、別表のとおりとする。

2 掲載料の計算は、月を単位とする。

3 掲載料の計算に当たっては、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月数に、1月当たりの広告掲載料（以下「月額掲載料」という。）を乗じて算出するものとする。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集（広告掲載継続申込みの場合を除く）は、広報あさひ、旭市のホームページ等で周知の上、期間を定めて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主がない枠、又は空の生じた枠は、

確定次第随時申込みを受け付けるものとする。

（広告掲載の申込み）

第6条 広告掲載を希望する者は、旭市コミュニティバス広告掲載申込書（第1号様式）又は旭市コミュニティバス広告掲載継続申込書（第2号様式）に掲載する広告案を添えて申し込むものとする。

2 第2号様式による広告掲載継続の申込みにあつては、当該掲載箇所に係る第1号様式による当初の広告掲載申込みににおける広告掲載開始日から起算して3年を超える期間を指定することはできない。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、提出された広告案の内容、デザイン等については、要綱に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、第2号様式による広告掲載継続の申込みがあつた掲載箇所について、第1号様式による広告掲載申込みに優先して広告掲載の可否を決定するものとする。

3 市長は、同一の掲載箇所に第1号様式による広告掲載申込みが複数あるときは、当該箇所ごとに、次にあげる順位によって掲載の可否を決定するものとする。

（1）第1順位 第1号様式に記載した希望順位が上位である者の広告

（2）第2順位 市内に事業所を有する者の広告

（3）第3順位 前2号に該当しない者の広告

4 市長は、前項の規定によっても、各掲載箇所の広告掲載者が決定しないときは、当該箇所ごとに、別に定める方法により、抽選を行うものとする。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、広告主に旭市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（広告の内容、デザイン等の変更要求）

第8条 市長は、掲載する広告の内容及びデザイン等が要綱に違反していると判断したときは、第7条の規定による広告掲載の決定の前後にかかわらず、広告主に対してその内容及びデザイン等の変更を求めることができる。

（広告原稿の提出）

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、市長が指定する期間内に広

告原稿を提出しなければならない。

（掲載料の納付）

第 10 条 広告主は、市長が指定する期間内に掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (3) 第 8 条の規定による掲載する広告の内容及びデザイン等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、コミュニティバスへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

（広告掲載の中止）

第 12 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を中止するときは、旭市コミュニティバス広告掲載中止申出書（第 4 号様式）により、中止を希望する日の 1 月前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

（広告主の希望による広告の内容、デザイン等の変更）

第 13 条 広告主は、承認された掲載期間の途中において、広告の内容、デザイン等の変更を申出することができる。

2 広告の内容、デザイン等の変更を希望する広告主は、旭市コミュニティバス広告掲載内容変更申出書（第 5 号様式）に変更後の広告案を添えて、変更を希望する日の 1 月前までに市長に申し出なければならない。

3 市長は、変更後の広告案の内容、デザイン等について、第 7 条の規定による審査の結果に基づき掲載の可否を決定し、その結果について、広告主に旭市コミュニティバス広告掲載内容変更可否決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(広告の掲載及び撤去方法)

第14条 広告主は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、コミュニティバスの運行業務に支障のないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、施工するものとする。

(費用負担)

第15条 広告に用いる掲載物の作製、掲載及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 掲載された広告が消失又は破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が市の責めに帰する事由による場合は、市の負担とする。

3 前2項に掲げるもののうち、広告主が費用を負担する作業において、コミュニティバスの車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が費用を負担して原状回復するものとする。

(掲載料の返還)

第16条 広告主の責に帰さない理由により市長が広告を掲載できなかったときは、納付済みの掲載料を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 掲載期間開始前 既納の額の全額

(2) 掲載期間開始後 既納の額のうち、掲載できなくなった日の属する月の翌月から掲載終了日の属する月までの月の数に、月額掲載料を乗じて得た額

3 掲載料の還付を受けようとする者は、旭市コミュニティバス広告掲載料還付請求書(第7号様式)により市長に請求しなければならない。

4 還付する掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載料の減免)

第 18 条 市長は、特に必要があると認めるときは、掲載料の額を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 広告掲載に係る広告主の募集等に関する手続きその他必要な準備行為は、この要領の決定の日から行うことができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。